

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査の進め方に関する
面談

2. 日 時：令和5年10月11日（水）9：00～10：00

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、菅生管理官補佐、島田総括係長、
有吉総括係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部 郡司 本部長代理 他2名

敦賀廃止措置実証本部 副本部長

原子力科学研究所 研究炉加速器技術部 次長 他2名

核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料技術開発センター 副センター長 他1名

大洗研究所 副所長 他1名

バックエンド統括本部 塩月 本部長代理 他1名

5. 要 旨

（1）高速炉臨界実験装置（FCA）の低濃縮ウラン燃料の米国への輸送について

①国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、
高速炉臨界実験装置（FCA）の低濃縮ウラン燃料の米国への輸送について、
資料1に基づき説明があった。

②原子力規制庁（以下「規制庁」という。）から、以下の点を伝えた。

・FCA が保有する低濃縮ウラン燃料を米国に譲渡するに当たり、原子力科学研究所に係る設置変更許可申請及び保安規定変更認可申請、並びにFCAに係る廃止措置計画変更認可申請を行う時期は、3件とも2024年2月頃を見込んでおり、当該許認可を2024年9月までに希望しているとのことだが、審査期間が実質7ヶ月しかないこと、また、他の申請も同時期に見込んでいることを認識し、申請時期を考慮すること。

・今後、本件に係る行政相談を行う際には、審査担当班と相談した上で、説明資料等の準備を進めること。

③機構から、承知した旨の回答があった。

(2) 「常陽」燃料製造について

①規制庁から、「常陽」燃料製造について以下の点を伝えた。

- ・9月27日実施の「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査の進め方に関する面談」で既に伝えたとおり、使用許可で燃料製造を行うことに関して、燃料製造の際の試験条件が異なるため反復継続性がないという考え方は認められない。使用施設で燃料製造を行うのであれば、燃料製造における反復継続性がないことを証明する必要があり、少なくとも製造する一つ一つの燃料が異なることを証明できなければ、反復継続性がないとは言えない。
- ・また、規制要求を緩和せずに MOX 加工事業の許可を取得した施設で燃料製造を行うことが最も望ましいと考える。

②機構から、承知した旨の回答があった。

(3) 原子力学会 大学等核燃及びRI 研究施設検討・提言分科会における活動について

①機構から、原子力学会における大学等核燃及びRI 研究施設検討・提言分科会における活動について説明があった。

②規制庁から、以下の点を伝えた。

- ・利用目的のない核燃料物質を機構に集約するというのではなく、あくまで研究拠点の集約化の結果として機構が核燃料物質を受け入れていること、及び少量の核燃料物質であれば、研究利用目的で引き取ることもあることについて承知した。
- ・今後、核燃料物質の集約化に関して進展があれば情報を共有して欲しい。

6. 配布資料

資料1 高速炉臨界実験装置 (FCA) の HALEU 燃料の米国への輸送について